

マイナンバー（個人番号）カードのご案内

1. マイナンバーカードの利用と取扱い

① マイナンバーと身元の証明として

社会保障分野や税分野等におけるマイナンバー（個人番号）の提示が必要な場面で、国の行政機関や地方公共団体、健康保険組合、勤務先、金融機関などに対し、マイナンバーと身元を証明する書類としてご利用いただけます。

② 顔写真付きの身分証明書として

①以外にも、顔写真付きの身分証明書としても広くご活用いただけます。

その際、マイナンバーカードのおもて面は、身分証明書の写しとして使用する目的でコピーすることは問題ありません（マイナンバーカードの所有者が同意する場合に限る）。

一方、マイナンバーカードの裏面に記載されている個人番号については、①の場合以外は目的外利用となるため、①の場合に限りコピーが許されていることにご注意ください。

2. マイナンバーカードの管理と暗証番号の扱い

① マイナンバーカードは紛失、盗難等のないよう大切に取扱いってください。

② マイナンバーカードに設定した暗証番号は他人に知られないように十分注意してください。

暗証番号を忘れた場合は、市役所市民課の窓口または行政サービスセンターにて再度の設定が必要です。

3. 住所や名前が変わったときの手続き

引越や戸籍の届出等でマイナンバーカードの券面記載事項が変更となった場合、転入届や戸籍の届出等の提出にあわせて、マイナンバーカードを住所地の市区町村窓口（市内で転居された方は、市役所市民課または行政サービスセンター）にお持ちください。新たな住所や氏名等を追記欄に記載します。

※我孫子市では、マイナンバーカードの変更手続きができるのは16時30分まで（祝日を除く月・水・金・土曜日の我孫子行政サービスセンターは17時まで）です。それ以外の時間に我孫子行政サービスセンターや守衛室で住所や氏名を変更された場合は、通常業務時間内に再度来庁いただき、マイナンバーカードの記載変更をする必要があります。

4. マイナンバーカードの有効期間

マイナンバーカードの更新は、有効期間満了日の3ヶ月前より可能です。

在留期間の定めがある方を除き、更新可能な期間になると有効期限通知書が郵送されます。

- 18歳以上の方……発行日後10回目の誕生日まで
(令和4年4月1日以前に申請し、申請当時20歳未満だった方は、発行日後5回目の誕生日まで)
- 18歳未満の方……発行日後5回目の誕生日まで
- 外国籍の方……在留期間満了日が上記に満たない場合、在留期間満了日まで

5. マイナンバーカード紛失等の場合

① マイナンバーカードをなくした場合

ただちに以下の電話番号に連絡し、マイナンバーカードの電子証明書等の機能の一時停止を行ってください。また、外出先で紛失した場合は警察への届出が必要になります。

あわせて、市役所市民課または行政サービスセンターの窓口で紛失等の届出を行ってください。

- マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 (紛失等の場合には365日24時間対応)
なお、マイナンバーカード機能の一時停止後にカードが見つかった場合、市役所市民課または行政サービスセンターの窓口で一時停止の解除が必要です。

② マイナンバーカードの再交付を希望する場合

マイナンバーカードを紛失等し、または著しく損傷した結果、カードの再交付を希望する場合には、市役所市民課または行政サービスセンターの窓口で再交付の申請ができます。再交付には手数料(マイナンバーカード800円、電子証明書を入れる場合はさらに200円)がかかります。

お急ぎの場合は、1週間程度で受け取れる「特急発行」という制度(マイナンバーカード1800円、電子証明書を入れる場合はさらに200円)もご利用いただけますので、お尋ねください。

6. その他

マイナンバーカードの利用に関する情報については、以下のサイトをご参照ください。

- 総務省マイナンバー制度とマイナンバーカード
http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/
- 地方公共団体情報システム機構マイナンバーカード総合サイト
<http://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>

【お問い合わせ】

我孫子市役所市民課 マイナンバーカード係

電話：04-7185-1111 (代表)